

第 32 回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

平成 30 年 7 月 24 日 (火) 午後 6 時 30 分～7 時 30 分

(2) 場所

芝富士公民館 1 階ホール

(3) 出欠者

- ・会 員：6 名
- ・事務局：川口市 7 名、(株)首都圏総合計画研究所 3 名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 資料説明
 - (1) 協議会会員について
 - (2) 今年度の進め方について
- 3) 意見交換
- 4) 閉会

【配布資料】

- ・次第
- ・資料 1：芝富士地区まちづくり協議会名簿及び会則
- ・資料 2：平成 30 年度の進め方（案）
- ・資料 3：川口市密集市街地改善整備補助金の周知とその後の状況
- ・第 31 回 芝富士地区まちづくり協議会議事要旨



▲当日の意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

2) 資料説明

(1) 協議会会員について

「会員名簿（平成 29 年 5 月現在）と協議会会則（資料 1）、平成 30 年度の進め方（案）（資料 2）、芝富士町会役員会 報告資料（案）（資料 3）について説明を行った。会員から質疑があったため、次第 3 に依らず意見交換を行った。」

- ：前回の協議会で 4 名の会員から辞退の申出があり会員が 6 名になった。個人的には会員の補充は考えず、現存の会員で進めていこうと思うがいかがか。
- ：また副会長が揃って辞退されたので、代わりをお願いしたいが、この点について議論をしていただきたい。
- ：協議会会則の（会員）第 5 条・（役員）第 6 条をご覧頂きたい。なお、副会長は若干名となっているので、1 名でも問題はない。
- ：これだけ大きな問題を抱える協議会に対して、会員が 6 人でいいのか。
- ：これから何を検討していくかによると思う。協議会としては道路部会や公園部会などで提案した事のその後を見守ることが役目であると思う。しかし、今後協議会で何かを協議していくとすれば、協議会の体制としてはどうかと思う。
- ：私も今後の課題次第だと思う。補充する場合はどのように募集するか問題がある。
- ：これから入って頂くにしても、これまでの経緯を伝え、同じように取り組んでもらいたい。やはり 6 人では手薄のように思う。
- ：道路部会は時限的なもので今は解散している。
- ：公園部会・道路部会について、提案後の対応が異なっていた。公園部会は検討できる公園用地がないため休会とし、道路部会は 8m 道路のあり方を中心にまとめた提案を市に提出して解散し、今後更に道路に関する課題について部会活動をする場合は改めて設置するという対応になった。
- ：道路部会は一昨年度末までに一定の結論を出すという前提条件がある中で、8m 道路の整備のあり方を中心に検討してきた。5-2 号の整備、主要区画道路 2 号北側の扱い、いちちょう通りの安全確保、緑道のあり方など、芝富士地区全般の道路環境はまだ議論の余地がある。
- ：区切りとして休会や解散をしたならば、再度公募することも考えられる。道路の完成までが部会の役目ではないか。検討する事があるなら、再度募集するべきである。
- ：事業自体は国によって期間が決められ、逆算して整備が進められているが、市のスタンスはどうか。
- ：住宅市街地総合整備事業（以下「住市総事業」という。）の整備計画に決まっていることはその通りに進めていく。道路用地の買収は、事業期間の平成 33 年度内に終われない場合は延長することもあり得る。
- ：各部会の提案事項をまず進めていくのが良いのではないか。
- ：当初の 10 年間で最低限進めなければならない事業と、芝地区の整備計画全体の中身と

- の間で、優先順位と期間の関係が整理出来ていないのではないか。
- ：そのような状況が分かっているながら、なぜ道路部会は解散したのか。道路に関して今後検討すべき事項の検討主体は道路部会だと思う。
 - ：それは協議会の問題だと思う。道路部会は基本的に主要区画道路2～4号について検討していた。
 - ：その検討の終了後は、また新たな部会を置かなければいけないのか。
 - ：新たに部会を置くのか、協議会で検討するのか、方法は色々考えられる。
 - ：元々全員でやるのは大変だから部会として分けたが、今は人数が減ってきたので状況が変わってきている。
 - ：時間的な制限がある中で100%達成できる事業ではないと思う。
 - ：勉強会から始まって地域で街のビジョンを提案し、それを受けて市はまず3路線を整備している。3路線の見通しがつけば他の路線等も整備するのではないのか。
 - ：3路線だけやるという事ではない。その目途が立てば次の見通しを考える。今は今やるべきことをやるという判断である。
 - ：今から先の事も考えるべきであり、そのような面から会員補充について議論すべきである。
 - ：確認だが、平成20年頃に勉強会が発足し、住市総事業の整備計画を作った。この地区は土地区画整備事業の予定地区だったが、それが出来ないという判断を踏まえて整備計画をつくり、事業を進めてきた。その中で地区計画等の様々な計画を議論し、今それが実行されているが、残りの部分を実行するプランニングができていないので、今後の実施計画を協議会で作るべき、ということか。
 - ：住市総事業の整備計画と地区計画は異なるものである。地区計画は川口市が都市計画決定をしたもので、8m道路の整備やブロック塀の制限などが決められている。住市総事業の整備計画は国と川口市で決められ、区画整理については以前は都市計画法第53条の制限があったが、地区計画を定めたことで解除された。
 - ：地区計画と住市総事業の整備計画にはどういう関係があるのか。
 - ：地区計画と住市総事業の整備計画は連動しており、整備計画を無視して地区計画を定めることはできない。8m道路の整備等は、その中で決められている。
 - ：勉強会で検討したことが整備計画としてまとめられ、その実現のために協議会が発足した。実現のための方法の一つとして地区計画がある。
 - ：3路線について、地区計画で推し進めるなら協議会は必要ないのではないか。
 - ：まず優先すべき道路があり、その後は計画性を持って進めないとより良いものが出ないから議論しようという事だと思う。道路部会は、ある程度の提案がまとめられたので解散した。その後は世代交代も踏まえて新たに募集すれば良いと思う。
 - ：まず着手できるところか、理解頂いている部分から進めていくべき。
 - ：整備計画で未着手な事業について、市が続けていくという確約を取りたい。
 - ：次第に戻ると、協議会の会員についてどうするのかという議論だが、現在の状況をはっきりと掴み切れていないし、各会員でも認識にズレがありそうなので、協議会の進捗を踏まえて今後決めていくのはどうか。
 - ：今後状況が変わっていく中で、流動的に対応するのがいいと思う。
 - ：進捗としては、道路の買収は随分早く進んでいるように見える。
 - ：目に見える成果を出していくことは考えていた。用地買収も他地域より速く進んでお

り、来年あたりからはさらに見え方が変わってくるのではないか。

- ：協議会を6名でやっ払いこうとすると、流動的に対応する余地がなくなってしまう。なるべく多くの人の意見が聞けるような窓口は残しておくべきだと思う。

(2)今年度の進め方について

「平成30年度の進め方(案)(資料2)、川口市密集市街地改善整備補助金の周知とその後の状況(資料3)について説明を行った。会員から質疑があったため、次第3に依らず意見交換を行った。」

- ：水路沿いの危険ブロック塀や通り抜けの事業について、訪問方法は昨年度と同じ方法を考えているのか。
 - ：訪問先を絞ると良いと考えている。例えば去年会えなかった方や、以前話を聞いたが今は保留にしている方を重点的に回るなどが考えられる。良い回り方や周知のアイデアがあればご意見を頂きたい。
- ：私達が同行すれば、話を聞いてくれる人は多いと思う。計画を練り、細かいエリアの中で回ることが必要になると思う。
 - ：今年度の状況だが、危険ブロック塀除却・整備は、第2児童公園付近で2件受け付けている。芝樋ノ爪地区でもう1件予定しているので、今年度予算は使い切れる予定である。通り抜け整備はまだ受付可能だが、合意を得にくい事や水路区域に越境している箇所に対応等からハードルが高い。
- ：顔を合わせて回っていく事で理解を頂いていくことが大事なのではないか
- ：8月下旬に訪問するとして、ブロック塀については今年度予算がないなら、説明できないのではないか。
 - ：来年度の予算で扱うことになるので、その旨の伝え方は工夫が必要である。
- ：昨年、区長さんで区の範囲をご自身で回って下さった方がいた。
- ：町会の役員会で報告や説明をすることは大事である。
 - ：役員会の出席者は何人くらいなのか。
- ：30~40人程度である。
- ：市からその他に報告等はあるか。
 - ：昨年度の進捗報告だが、主要区画道路の用地取得は約450㎡、危険ブロック塀等の補助金は防災避難路の整備を1件実施した。今年度に入ってから、用地取得は約170㎡が買収済、防災避難路は2件実施した。協議会の皆様に引き続きご協力頂きたい。
- ：用地取得は件数だとどれくらいになるのか。
 - ：今年度は6月末まで5件、昨年度は約20件である。近年は件数が増えてきており、今年度も同程度の契約件数を想定している。
- ：今後の進め方についてだが、平成22年12月に行われた整備計画についての説明会は印象が強かった。あの時の説明内容は市の公約だと思う。それを実現していくにはまだ先は長く、どう進めていくかは疑問に感じるところがある。仮に計画に変更が生じた場合はまた説明会を行うのか。
 - ：基本的にはその説明会の内容に基づき進めている。まずは優先的に進めていく事に取り組み、その後については皆様と話しながら進めていきたい。現在定めている整備計画に変更が生じるのであれば、また説明会を開くことになるだろう。

- ：土地区画整理事業の解除要件については、県から仕様が示されていたと認識している。
公園の面積確保なども要件の対象になっていたと思う。
- ：公園面積は、整備計画の中で土地区画整理事業の要件と同様の地区全体の 3%を確保することを目標にしている。
- ：道路面積の確保等も要件にあったのではないか。土地区画整理事業を解消するために、整備計画は最低限の事業しか位置付けていないと認識していた。
- ：基本的な考え方として、土地区画整理事業ができない場合、事業を行ったのと同等の効果が得られる改善をしなければいけない。そのために地区計画の策定や防火・準防火地域の指定、主要区画道路の整備を進めてきた。
- ：これから整備計画の残る部分を進めるためには何をしたらいいのか。
- ：土地区画整理事業を施行すべき区域だったのを解除するために住市総事業の整備計画の作成や地区計画の策定等を行ってきた中で、まずは 3 路線の主要区画道路を整備している。整備計画のその他の部分は、今後別途検討し、進めていく必要がある。
- ：協議会会員は、当面現行の 6 名という事でよいか。
(異議なし)

3) 意見交換

(資料説明の後にそれぞれ意見交換を行った。)

4) 閉会

★決定事項

- ・第 33 回協議会は、2 月 13 日又は 19 日。時間と場所は本日と同じものとして調整する。

以上